

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産費 項：林業費 目：森林整備費

事業名 自伐林家型地域森林整備事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 森林整備課 整備係 電話番号：058-272-1111 (内 3194)

E-mail：c11515@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 20,000 千円 (前年度予算額：20,000 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	20,000	0	0	0	0	0	0	0	20,000
要求額	20,000	0	0	0	0	0	0	0	20,000
決定額	20,000	0	0	0	0	0	0	0	20,000

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

将来の望ましい森林の姿へ配置転換していく「100年先の森林づくり計画」を実践していくための課題として、担い手となる森林技術者数が年々減少していることなどがあげられている。このため、第3期岐阜県森林づくり基本計画では、中小規模森林所有者等が森林管理への関わりを強めることを目指している。

しかし、森林整備事業 (国 3/10、県 1~2/10) 等の国補助事業では、森林管理の大規模化・集約化を図るため、50ha 程度のまとまった森林を取りまとめた「森林経営計画」の認定を要件と定めているほか、搬出間伐においては5ha以上のまとまりとすることも要件としている。

このため、要件に合致しない中小規模森林所有者等の森林管理に係る金銭的負担は重く、その結果、森林管理への関わりを強めることが難しい状況にある。

また、労働安全衛生規則の改正により、令和元年8月1日からチェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に防護ズボンの着用が義務付けられたため、中小規模森林所有者等の金銭的負担はより増加している。

(2) 事業内容

(ア) 事業目的・事業効果

国の補助事業等の要件に合致しない中小規模森林における森林整備、関連条件整備、防護ズボン等の購入について、県単独で補助し、市町村からの間接補助により支援する。

(イ) 内容

森林整備：人工造林、下刈り等の保育、除間伐、地域の実情に応じた施業（市町村と県が協議のうえ実施する施業）、これらの施業と一体で行う森林作業道の作設及び獣害防除

調査測量：上記の森林整備を実施する上で必要となる対象森林の測量等経費

防護ズボン等購入：防護ズボン等の安全装備品の購入費

補助要件：森林整備事業等（森林・環境税事業含む）の対象とならない森林であって、森林整備に係る申請面積の合計が 0.1ha 以上のもの、及び同森林整備を実施する個人

(3) 県負担・補助率の考え方

・補助率：県 1/2 ※市町村負担は任意

(4) 類似事業の有無： 無

森林整備事業（公共）は、主に本事業費で対応できない等の箇所を実施する。清流の国ぎふ森林・環境税事業は、奥地や溪流沿いの林業経営に不適な地域の森林整備を実施する。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	19,500	森林整備、調査測量等、防護ズボン等購入
事務費	500	有識者会議の報償費、旅費及び現地確認時の消耗品費
合計	20,000	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第3期岐阜県森林づくり基本計画、3人づくり及び仕組みづくりの推進、(4)技術者及び担い手の育成・確保において自伐林家や中小規模森林所有者が行う森林整備に対して支援するとしている。

(2) 国・他県の状況

8都県において同様の事業を実施している。

(3) 後年度の財政負担

計画的な森林整備のため、適正規模の財政負担が継続的に必要。

(4) 事業主体及びその妥当性

1) 事業主体：森林所有者（森林所有面積が50ha以上の者を除く）もしくは当該森林所有者から委託を受けた者

2) 妥当性：森林・林業基本法第9条に森林所有者は森林整備に努める責務があること、また同法第8条に県は林業者の自主的な努力を支援することとあり妥当である。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	自伐林家型地域森林整備事業費補助金
補助事業者（団体）	市町村 （理由）市町村は、森林所有者が行う森林施業に関する指針である市町村森林整備計画を作成しているため、市町村から森林所有者等への間接補助とする。
補助事業の概要	（目的）中小規模森林所有者に対する森林整備支援 （内容）国の補助事業等の要件に合致しない中小規模森林の整備について県独自の制度として費用を支援する。
補助率・補助単価等	定額 ・ 定率 ・その他（補助率：1/2） （内容）森林整備に要する経費 （理由）国の補助事業に準じた標準単価方式で支援する。
補助効果	国の補助対象とならず放置されている森林の所有者を支援する。また、放置されている森林が整備されることにより公益的機能の回復が期待される。
終期の設定	終期 令和3年度 （理由）第3期岐阜県森林づくり基本計画の終期

（事業目標）

- ・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか
令和3年度まで、毎年、間伐を9,800ha実施する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H27年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
① 間伐実施面積 (ha/年)	10,379	49,000	49,000
②			

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	6,167千円	15,799千円	17,811千円	(予算額) 20,000千円	(要求額) 20,000千円
指標①目標	9,800	19,600	29,400	39,200	49,000
指標①実績	8,125	7,351	23,389	(推計値)	(推計値)
指標①達成率	(推計値) 83%	(推計値) 79%	80%	(推計値)	(推計値)

指標②目標					
指標②実績				(推計値)	(推計値)
指標②達成率	%	%	%	(推計値) %	(推計値) %

(前年度の成果)

県内 9 市町村において本事業が活用され、森林所有者による森林整備が図られている。

(今後の課題)

- ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項
 - ・ 規則改正により、令和元年度から労働者に防護ズボンの着用が義務化された。
 - ・ 森林整備への支援に加え、担い手としての技術的な支援等についても検討する必要がある。
 - ・ 補助事業を実施するために、市町村での事業実施が必要となることから、市町村との連携が必要となる。

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	現行の補助制度において対象とされず放置されている森林について整備を行うことは公益的機能確保の観点からも重要であり、事業実施の必要性は高い。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	9 市町村において、間伐等の森林整備が実施され、有効性は高い。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	国の補助制度に準じた制度設計としており、効率性は高い。

(事業の見直し検討)

--

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止
 (理由)
 中小規模森林所有者の森林整備意欲を高めるためには、支援を継続することが有効である。